

●パブリックコメントにおけるご意見・御質問及びそれに対する考え方

No	御意見	回答
1	豚熱発生農場の選択的殺処分への移行に際しては、予め生産者の意見を十二分に聴取し、防疫措置及びその後の農場管理等において、個々の経営及び生産活動に不要な負担を強いることが無いよう制度を設計するとともに、その円滑な実施について自治体及び関係者を適切に指導すること。	防疫措置の完了（患畜及び疑似患畜のと殺及び殺処分、患畜及び疑似患畜の死体の処理、汚染物品の処理並びに3回目の畜舎等の消毒が完了していることをいう。）後であれば、移動制限の対象外として、臨床症状が認められない豚等についてはと畜場への出荷や肥育農場へ移動する場合等を除くことを可能とするなど、まん延防止を図りつつ、発生農場の経営及び生産活動に不要な負担が生じることがないように設計しました。防疫指針の一部変更にあたっては、変更点等について都道府県その他の関係者に対して丁寧に説明し、発生時の防疫措置が円滑に実施できるよう努めてまいります。
2	安定的な経営維持の観点から、殺処分はまん延の防止に必要な範囲で行うこととし、やむを得ず殺処分される豚への手当金や安心して経営を維持・継続するための家畜防疫互助事業などにより発生農家へ十分な支援を行うこと。ただし、選択的殺処分の範囲の確定に当たって、豚群の免疫付与状況等を科学的に評価し、続発やまん延の防止のために必要と考えられる場合は、全頭を対象とすることを含めた適切な対策を講じること。	選択的殺処分は、まん延防止のために必要な豚等のみを殺処分するものです。家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）に基づきと殺された患畜及び殺処分された疑似患畜に対する手当金の交付や、家畜防疫互助事業による支援は引き続き行われます。また、発生農場が適切にワクチン接種を実施していないと認められる場合には殺処分対象を全頭とすることも可能としています。
3	殺処分後の防疫措置及び農場管理については、適切かつ実施可能な措置・管理となるよう生産者と連携しながら、生産者及び自治体を丁寧に指導すること。万一、殺処分の追加が必要になった場合も、経営の安定のため十分な支援を行うこと。 風評等によりと畜場への出荷や農場間の生体移動等が阻害されることが無いよう特に留意すること。また、移動制限等によって出荷遅延等の損失が生じた場合は十分な支援を行うこと。生体に加え、精液等についても円滑な流通を確保すること。	殺処分されない豚が存在する中での防疫措置やその後の飼養管理が適切に実施できるよう、生産者の意見も伺いながら、防疫措置の内容について、畜産関係者の理解を広く醸成するためのQ&A等の参考資料を施行日までに作成し、周知してまいります。また、殺処分の追加が必要となった場合も含め、発生農場が安心して経営継続できるよう、手当金の交付等の支援を行います。 さらに、と畜場等、関連事業者に対しても丁寧に情報提供を行い、風評等により不利な扱いを受けることが無いよう、対応してまいります。また、移動制限等によって出荷遅延等に伴う損失が生じた場合には、国と県が支援することが可能です。生体や精液等については、監視プログラムに基づき移動制限の対象となりますが、一定の条件の下に除外し、流通できることとしております。
4	発生農場が行う衛生管理の改善について、適切な指導を行うとともに、生産者が指導に対処していくため補助事業を活用する場合には、配慮すること。	発生農場においては、飼養衛生管理の改善が必要です。補助事業等の支援について、発生農場からの相談に丁寧に対応してまいります。
5	生産者は新しい埋却地の確保や、埋却地の悪臭や浸出液に大きな困難を感じており、焼埋却を補完する新たな処理方法の確立等を進めること。	家畜疾病の発生時に備え、十分な埋却地等の確保は家畜の所有者の責務としていますが、焼埋却を補完する新たな処理方法の確立は課題と認識しています。このため、令和8年度当初予算により、化製場等での化製処理に関する実証事業を措置しており、新たな処理方法の確立に努めてまいります。
6	鳥獣被害防止対策関係予算等あらゆる手段を活用し、イノシシの徹底的な駆除を進めること。	鳥獣被害防止総合対策交付金、消費・安全対策交付金等によりイノシシの捕獲等、必要な予算の確保に努めてまいります。

7	<p>台湾やスペイン、韓国でアフリカ豚熱が発生した。一方で、地方空港等も含め、我が国への訪日外国人数は過去最大に増加している。アフリカ豚熱や口蹄疫の国内侵入を決して許さないよう、増加する輸入禁止品については厳しい対応を行うほか、海外での取組も参考にX線装置等の活用など水際対策を一層強化すること。</p>	<p>アフリカ豚熱等の侵入を防止するため、①渡航者の出発国における広報活動、②発生地域からの全ての便に対する検疫探知犬等による集中的な検査、③空海港における消毒等の徹底等を強化しております。引き続き、①関係省庁や航空会社等との連携、②動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し、③国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析の実証等により、水際対策の強化に努めてまいります。</p>
8	<p>各種伝染性疾病に対する「農場防疫」、「水際防疫」に加え、家畜保健衛生所と地域の生産者との連携を密にし、地域が協力して疾病の侵入と発生を防止する「地域防疫」を推進すること。</p>	<p>養豚の生産現場では、豚熱だけでなく、PRRSやサーコウイルス等の慢性疾病について、地域一体となった防疫の推進が重要です。 養豚基本方針にもあるとおり、国内線空海港での靴底消毒等、第三者と連携した衛生指導の実施、地域における防疫計画の作成や講習会の開催、家保における検査体制の整備、産業動物獣医療提供体制の整備等を推進し、疾病対策に取り組んでまいります。</p>
9	<p>豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要の改正の概要に「その他家畜防疫員が必要と判断した豚」とありますが、具体的にはどのようなケースを想定しているのでしょうか。また、施行期日に改正法案の公布日とありますが、経過措置の設定は予定しているのでしょうか。</p>	<p>「その他家畜防疫員が必要と判断した豚」については、Q&Aにおいて具体的な例示を示しますが、まん延防止のため、畜房単位や畜舎単位で殺処分が必要と考えられる場合に、ワクチン免疫は成立しているものの、患畜等と同居しており、殺処分しなければ適切なまん延防止措置を講じることができない豚等が該当し得ると考えています。 改正法が公布日施行であるため、今般の本防疫指針の一部変更について、経過措置を設定する予定はありません。</p>
10	<p>豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要の改正の概要に「症状が認められ、PCR検査で陽性となった豚」とありますが、症状が認められた豚1頭ずつPCR検査で確認するのでしょうか。患畜の死体及び汚染物品を埋却すると汚染が広がるおそれがあると思いますが、埋却は禁止しないのでしょうか</p>	<p>原則として、症状が認められた豚は全頭PCR検査を行います。 また、患畜の死体や汚染物品は家畜伝染病予防法に基づき埋却又は焼却を行う必要があります。埋却に当たっては、漏出防止対応など、埋却地の管理を徹底してまいります。</p>
11	<p>発生農場内で殺処分豚と生存豚が共存する中で、堆肥の取り扱いルールについては家保の判断に任せるのではなく、農水として一定の指針を示してほしいと感じます。</p>	<p>排せつ物（堆肥を含む。）の取扱いなど、防疫措置における基本的な考え方や具体的な対応方法については、今後、施行日までに農林水産省からQ&A等の参考資料を作成し、一定の考え方を示すこととしており、丁寧に関係者に周知してまいります。</p>
12	<p>選択的殺処分の場合、行政からの補助金が4/5に減額されると伺いました。殺処分頭数が多くなった場合（例：飼養頭数の1/2以上）には、再開に向けて母豚の導入などもあることから、これまで同様5/5補助をするなど要件の緩和の検討をいただきたい。</p>	<p>今国会に提出された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の公布、施行後には、豚熱ワクチンの接種地域では、疑似患畜の殺処分に対し、特別手当金（評価額の1/5）が交付されなくなります。特別手当金は、「必ず全頭殺処分となる」疾病の患畜又は疑似患畜を対象としています。豚熱については、今回、選択的殺処分を導入することで全頭殺処分ではなくなります。</p>